

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（案）」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 5 年 1 1 月 9 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

標記について、令和5年9月5日から令和5年10月4日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計29件の御意見をいただき、うち25件は本件に関する御意見、残り4件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>【裾切値の規定】</p> <ul style="list-style-type: none">・各裾切値の設定根拠を説明すべき。・告示案概要別表3の裾切値がGHS分類基準の閾値と違うので、該非の判定を行うのが難しくなると予想する。・ラベル表示に係る裾切値とSDS交付等に係る裾切値が同じものと異なるものがあるが、元々国連GHSにおいてはカットオフ値/濃度限界は各クラスに1つの値しか存在しないことから、ラベル表示とSDS交付等の裾切値は同一とすべきではないか。国連GHSと異なる基準とすることは、GHSの目的にそぐわないと考える。・急性毒性、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）（反復暴露）の項目について、区分1～4まで裾切値が同じ値となっているが、区分3や4と区分1が同程度の有害物であるという印象を与えるおそれがあるため、区分2～4は裾切	<p>労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号。以下「改正政令」という。）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条第2号及び第18条の2第2号の規定に基づき譲渡又は提供に当たって容器等への名称等の表示及び文書の交付等をしなければならない化学物質（以下「ラベル・SDS対象物質」という。）の裾切値は、国によるGHS分類（日本産業規格（以下「JIS」という。）Z7252に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）の結果に基づき、原則として以下の考え方により設定しています。</p> <p>（1）「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に基づき濃度限界とされている値とし、それが1%を超える場合は1%とする。</p> <p>（2）複数の有害性区分を有する物質については、（1）により得られる数値のうち最</p>

	<p>値を上げる、もしくはGHSシンボルマークが区分1より弱い表示に変わる区分から裾切値を上げることがを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告示案概要別表3の「ラベル表示に係る裾切値」はJIS Z7252:2019 附属書Bに記載の「混合物の考慮すべき成分」及び「混合物の分類基準となる濃度限界」を引用していると推測するが生殖毒性区分2のみ3%ではなく1%とされている。一貫性を保つため3%とすべき。 ・誤えん有害性区分1におけるSDS交付等に係る裾切値は1%の提案だが、JISではSDSを作成する濃度として10%以上の区分1の物質かつ40°Cでの動粘性率が20.5 mm²/s 以下のため、GHSより厳しくなるとの理解でよいか。 ・告示案概要の2(3)「有害性区分が区分されていない物に係る裾切値は、それぞれ1パーセントとする。」について、この裾切値1パーセントの根拠は何か。「有害性区分が区分されていない物」は、物理化学的危険性のみが区分されている物を指すと認識しているが、このような物質の裾切値は、JISやGHSでは規定されていないと認識している。 	<p>も低い数値を採用する。</p> <p>これによらない物質については、別表1及び別表2で個別に定めています。この裾切値設定の考え方については、平成27年8月3日付け基発0803第2号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）」（以下「基発0803第2号通達」という。）で示しています。なお、</p> <p>(1)において、GHSでは有害性区分によって混合物を分類する際の濃度限界（JIS Z7252の定義による濃度限界をいう。以下同じ。）に2つの値がある場合があります。この場合はGHSに従って高い値をラベル、低い値をSDSの裾切値としています。また、濃度限界が1%を超える場合に裾切値として1パーセントを採用する考え方については、特定化学物質の裾切値と同一の値として、安衛法令のラベル表示及びSDS交付等の裾切値の上限として従前から設定されているものです。なお、濃度限界と裾切値が異なる有害性区分として、例えば、特定標的臓器毒性（単回ばく露）、特定標的臓器毒性（反復ばく露）については、それぞれ、JIS Z7252において、「区分2の標的臓器毒性物質成分が、濃度限界未満であるが、1.0%以上の濃度で混合物中に存在する場合は、混合物としての記載事項（当該成分のGHS分類区分及び濃度又は濃度範囲）をSDSに記載する。」と規定されており、これらの有害性区分について裾切値に1%を採用する考え方は、GHSの考え方と矛盾しません。</p>
2	<p>【裾切値の規定】</p> <p>裾切値は一律にした方が判りやすい。物質毎にラベル表示、SDS交付でそれぞれ裾切値を変えるのではなく、一律0.1%にしてはどうか。</p>	<p>ラベル・SDS対象物質の裾切値は、各物質の危険性・有害性を踏まえ設定しています。なお、含有量が裾切値未満の物質についてもラベル表示・SDS交付を行うことは差し支えありません。</p>

<p>3</p>	<p>【裾切値の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告示案概要別表2に掲げられているもの以外の個別列挙する物質ごとの裾切値は、参考資料でしか示されず、別表3では有害性区分とそれに応じた裾切値のみを示しているのは、何か理由があるのか。もしくは、告示では、個別列挙する物質ごとの裾切値が全て示されるのか。 ・国による化学品の分類は参考情報ということだったが、今回の告示で、国による化学品の分類がそのまま法規制に用いられることが明記され、参考情報とは言えない状況になったと認識している。国による化学品の分類を法規制に用いることに至った経緯や考えを説明してほしい。 ・事業者による物質のGHS分類は政府が行った分類と結果が異なる場合があるが、政府が行った分類結果を優先するのか。 	<p>改正政令において、ラベル・SDS対象物質の範囲を、国によるGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された物とする考え方に転換したことに合わせ、裾切値についても、従来から国によるGHS分類結果に基づき設定していたところ、この規定の考え方を明確にしたものです。法令においては、国によるGHS分類結果に基づき対象物質及びその裾切値を規定していますが、各事業者がラベル及びSDSを作成する際に、事業者が持つ危険有害性情報に基づき、国によるGHS分類と異なる分類を行うことを妨げるものではありません。なお、SDSの適用法令欄の記載は、法令に従って記載いただくこととなります。また、CAS番号を参考として記載したラベル・SDS対象物質の裾切値の一覧表は、裾切値が変更となった箇所が分かる形で、厚生労働省ホームページに掲載する予定です。</p>
<p>4</p>	<p>【裾切値の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混合物としてGHS分類による危険有害性区分が付かないにもかかわらず、含有される微量成分の名称、含有量を通知する合理的な意義は無いと考える。平成27年通達の「混合物については、裾切り値以上含有されている場合には、仮にGHS分類による危険有害性分類がなされていない場合であっても、取扱い方法によっては危険有害性が生じるおそれがあることから、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意に留意が必要であるため、表示義務の対象となる」と同様の考え方で今回の裾切値が提案されたと推察するが、そのような特殊な取扱いをしないよう通達等で注意喚起することが労働災害を減らすという目的に沿った対応である。国によるGHS分類の結果、危険有害性があるとされた2千以上もの物質について 	<p>安衛法令においては、ラベル・SDS対象物質を物の単位で規定し、当該物を含む製剤その他の物（混合物）については裾切値未満のものを対象から除外しています。この裾切値については、基発0803第2号通達で示した「混合物については、裾切り値以上含有されている場合には、仮にGHS分類による危険有害性分類がなされていない場合であっても、取扱い方法によっては危険有害性が生じるおそれがあることから、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意に留意が必要であるため」との考え方で設定しています。これは、ある混合物A中の有害物質Xが濃度限界を下回っていても、有害物質Xの沸点が低かったり、蒸気圧が高かったりした場合、作業方法によっては、非常に高い濃度で労働者が有害物質Xにばく露して健康障害が発生するおそれがあります。</p>

<p>裾切値以上含まれれば通知義務を課すことは、事業者に過度な負担を強いるだけでなく、当該成分の含有が製品の特性上重要な役割を果たしている場合等は特に事業者の利益を著しく損なうことになる。国が介在するCBIの仕組みがない日本において組成情報のほぼ全ての開示を求めることは、事業者の利益だけでなく、日本の産業の国際的競争力を損ないかねない。提案の裾切値に基づき物質名、含有量の通知を事業者側に求めることが労働災害を減らすために本当に必要なのか、どの程度有用なのか、十分な検討をした上で裾切値の再考をお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告示案概要2(3)に該当する場合、別表3の裾切値では、製品のGHS分類に影響を与えない含有量であってもラベル表示・SDS交付の対象となるケースがあるが、有害性クラスで区分が複数ある場合は製品のGHS分類に影響する含有量を裾切値に設定するなど過度な情報開示にならないよう配慮してほしい。 ・告示案概要別表3の通知対象物質の裾切値の中に、JIS Z7252の混合物分類の濃度限界より低いものがあるため、製剤(製品)の分類に寄与しない成分を通知しないとイケない事態が起こる。該当製剤の分類に寄与しない成分を通知することは、以下の理由により、労働災害の防止にほとんど寄与しないと考えているが、貴省では労働災害の防止にどのように寄与すると考えているのか。 <p>①製剤の分類に寄与しない成分については、製剤の分類から評価するようなリスクアセスメント方法(コントロールバンディング等)では評価できず、より高度な方法が必要となり、活用できる事業者は限られる。</p>	<p>また、製造者が、ある有害物質Xを含む混合物Aとしての有害性分類をした際に濃度限界を下回る含有量であったとしても、譲渡・提供先で混合物Aを他の有害物質Xを含む製品と混ぜて混合物Bとする場合に、混合物Aに含まれる有害物質Xの成分及びその含有量が分からなければ、譲渡・提供先において混合物B中の有害物質Xの濃度が不明となり、譲渡・提供先で有害物質Xを含む混合物Bに関するラベル・SDS作成やリスクアセスメントを適切に行うことができなくなり、労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施とその前提となる化学物質の危険性・有害性の情報伝達という目的を果たすことができません。</p> <p>ラベル・SDS対象物質の「成分及びその含有量」は、譲渡・提供者が通知しなければならない事項の一つとして労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条の2第1項第2号に規定されております。なお、成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合の通知方法については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第34条の2の6で一定の条件のもとで10パーセント幅の通知を認める特例を設けており、営業上の秘密の保持に配慮しています。</p> <p>コントロールバンディング等の簡易なリスクアセスメント手法においても、混合物としてではなく、成分として含まれる個別の物質ごとにリスクアセスメントを実施することができます。</p>
---	--

	<p>②製剤の分類に寄与しない成分以外に、製剤の分類に寄与する成分が同時に含有されている場合は、後者の有害性情報に引っ張られたリスクアセスメント結果が得られるため、前者の情報はリスクアセスメント結果にほとんど寄与しない。</p> <p>③製剤の分類に寄与しない成分が含有されていたとしても、SDSから製剤としてどの危険有害性にも該当しないことを確認し、その確認結果をもってリスクがないと評価された場合は、通知した成分についての情報は活用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告示案概要別表3のSDS交付等に係る裾切値の中にJIS Z 7252の混合物の分類の濃度限界より低いものがあるため、製剤（製品）の分類に寄与しない成分を通知しないとイケない事態が起こる。CBI制度が整備されていない状態で、製品の分類に寄与しない成分の情報を通知するは、事業者の機微な情報の開示につながり、日本の化学業界の存亡にも影響しかねない。製品の分類に寄与しない成分の情報を通知しないようにできないか。すなわち、通知の裾切値を、JIS Z 7252の混合物分類の濃度基準値に相当する数値に変更できないか。 ・提供者は、製剤（製品）の危険有害性を、含有している各成分の危険有害性情報と含有量のみで評価せずに、製剤全体として危険有害性を評価していることがある。このような場合は、含有成分の情報を通知しなくとも、リスクアセスメントの実施に必要な情報を通知できると考える。提供者の責任の下、このような場合に含有成分の通知を免除できるといった除外規定を設けることはできないか（例：裾切値を100%とする等）。 	
5	【裾切値の規定】	裾切値は、改正政令による改正後の令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に

	<p>労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 で定める名称を表示あるいは通知すべき物質の名称及び裾切値は、現行の法令と同様に労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の別表に全て掲載すべき。法令の規制対象となる物質は、当該法令を参照すれば全て把握できるように法令を整備すべき。</p>	<p>基づき、告示で定めることとされています。</p>
6	<p>【裾切値の規定】 1, 1' -メチレンビス（イソシアナトベンゼン）については、メチレンビス（4, 1-フェニレン）=ジイソシアネート（別名MDI）及び2, 4-ジフェニルメタンジイソシアネートの合計値が参考資料 1 に示す裾切値を超えた時に、表示・通知対象となると考えて良いか。</p>	<p>1, 1' -メチレンビス（イソシアナトベンゼン）など、複数の物質を包括した名称で指定している物質については、裾切値を規定する本告示に掲げられた物質名称の単位で、該当する個々の物質の含有量を合算した数値を裾切値と比較し、裾切値以上か否かを判断します。</p>
7	<p>【裾切値の規定】 ・告示案概要 2（3）に「有害性区分が区分されていない物に係る裾切値は、それぞれ 1 パーセントとする。」とあるが、危険有害性区分がない物質でも、1%以上含有する場合は SDS とラベルへの記載が義務になるのか。 ・告示案概要 2（3）の「有害性区分が区分されていない物に係る裾切値は、それぞれ 1 パーセントとする。」について、以下の理由から同意できない。 ①有害性区分が区分されていないもの（以下「未区分物質」）までラベル・SDS の対象とすることにより、使用者に対して必要以上の不安を与える。 ②未区分物質を 1%以上含むものすべてを網羅した SDS やラベルの見直しには膨大な時間と工数を要する。 ③大手製造事業者はラベル・SDS を作成するため独自のシステムを運用している。既に改正に伴うシステム改良に着手しており、さらに未区分物質に対応したシステムの追加改良が必要となる。</p>	<p>ラベル表示及び SDS 交付等の対象となる物質は、ラベル・SDS 対象物質に限られるため、本告示の裾切値の適用も、ラベル・SDS 対象物質に限られます。ここでいう「有害性区分が区分されていない物」とは、ラベル・SDS 対象物質のうち、国による GHS 分類において、物理化学的危険性は区分されているが、健康有害性が区分されていない物（GHS 分類では「区分に該当しない」又は「分類できない」に該当）、すなわち、有害性は確認されていないが危険性が確認されているものを指します。</p>

	<p>④我々が知る限り、化学物質管理が先行する欧米でも、未区分物質を1%以上含む全ての物質をラベル・SDSの対象とする規制はない。</p> <p>⑤未区分物質を1%以上含む全ての物質をラベル・SDSの対象とする規制は、海外の製造者が日本に輸出する際の参入障壁となり自由貿易を妨げる可能性がある。</p> <p>⑥未区分物質が製造事業者の営業上の秘密情報に該当する場合、当該未区分物質に関する秘密保持契約の締結が加わり、ラベル・SDSの見直しだけに留まらない。未区分物質の裾切値適用は、業界の対応状況を見て決めるべき。</p> <p>⑦製品中の未区分物質の分析を適用期日までに終了するだけの分析事業者が国内に存在しない可能性が高い。また未区分物質の中には含有量の分析方法の検討を要するものもある可能性がある。</p> <p>⑧製造事業者に過大な負担を強いることにより、研究開発の意欲低下につながり、日本製の化学製品の国際競争力を低下させることになりかねない。</p>	
8	<p>【裾切値の規定】</p> <p>告示案概要別表1、2に掲載の物質が別表3と重複する場合は最も小さな裾切値が適用されるという理解でよいか。別表3の適用を受けた物質は今後の政府分類の結果次第で取り下げられる可能性があるのか。</p>	<p>告示案概要別表1及び別表2に掲げる物質については、別表3の規定は適用されません。また、別表3については、国によるGHS分類により令和3年3月31日までに区分された結果に基づき適用されます。</p>
9	<p>【裾切値の規定】</p> <p>参考資料 ※1 の備考の通り「複数の物質をまとめた名称」で記載されているものがいくつかあるが、個々の物質ごとに評価がなされている場合の裾切値は個々の物質に対する分類結果に基づく値でよいか。例えば、「キシリジン」、「キシレン」等は異性体によって分類結果が異なる。</p>	<p>告示案概要の別表1又は別表2に該当する物質については、別表3に規定する有害性区分ごとの裾切値によらず、別表1又は別表2に規定する裾切値を適用します。なお、「キシリジン」「キシレン」の裾切値については、いずれも、現行の安衛則別表第2の規定による裾切値と同一です。</p>

10	<p>【裾切値の規定】</p> <p>表示・通知の裾切値が令和2年度までの分類結果に基づくのは統一の基準としては極めて曖昧である。令和3年度で新たに区分が設定されたものも多数見受けられる中で、表示・通知に関する裾切値は令和2年度までの分類結果に基づくもので構わないのか、がん原性物質の裾切値と表示・通知の裾切値が異なる事も考えられるのではないかと。</p>	<p>改正政令による改正後の令第18条第2号及び第18条の2第2号の規定に基づき、国によるGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち厚生労働省令で定めるものをラベル・SDS対象物質としているため、裾切値についても整合を図るため同一の期間に区分されたGHS分類結果により規定しています。なお、労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）についても、令和3年3月31日までに区分された結果により対象物質を規定しており、整合を図っています。</p>
11	<p>【裾切値の規定】</p> <p>告示案概要別表3で、「呼吸器感作性（固体／液体）」及び「呼吸器感作性（気体）」それぞれで裾切値が示されていますが、「（固体／液体）」、「（気体）」どちらの値を利用すればよいかの判断基準は何か。例えば、「N-（2-アミノエチル）-2-アミノエタノール」は、参考資料1でラベル表示に係る裾切値が0.2%となっており、別表3では「呼吸器感作性（気体）」区分1の場合のみこの値となっているが、政府によるGHS分類結果には「GHSの定義における液体である。」との記述がある。</p>	<p>JIS Z7252における固体／液体／気体の定義によります。ご意見を踏まえ、参考資料1における「N-（2-アミノエチル）-2-アミノエタノール」のラベル表示に係る裾切値は、1パーセントに修正します。</p>
12	<p>【裾切値の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CAS番号を参考情報として示していただくのはありがたいので今後も継続してほしい。裾切値が従来と変更になった部分を明確にしてほしい。 ・今回の改正で、既に表示通知物質となっている物質について、表示・通知に係る裾切値が変更になっている物質がある。変更については妥当と思うが、周知のため 	<p>ラベル・SDS対象物質の裾切値の一覧表は、CAS番号を参考として記載し、裾切値が変更となった箇所が分かる形で、厚生労働省ホームページに掲載する予定です。</p>

	<p>に、裾切値が変更される旨を一覧表などの形で出してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裾切値について、事業者ですべてCAS番号に紐づける作業を行うのは、大変な労力がかかるため、CAS番号と裾切値を紐づけるような一覧を出してほしい。 ・参考資料1に掲載されている化学物質の中で、現行の労働安全衛生規則別表第2の裾切値から変更されている化学物質については、全て告示案概要別表2に物質名を掲載して、現在の安衛則別表第2で定められている裾切値を示すべき。 ・物質ごとにCAS登録番号を含めて裾切値を規定、もしくはそういった参考資料を公開してほしい。 ・従来通り、物質名称と合わせて表示・通知に関わる裾切値を公表するように改めてほしい。 ・改正で裾切値が変更される物質について、パブリックコメントの際に参考資料として改正前後の裾切値の対比表を提示してほしい。また、令和3年3月31日までに区分された結果も参考資料として提示し、どの有害性区分を裾切値の根拠としているかもわかるようにしてほしい。裾切値が公布された際には、これらの資料にアクセスできるようにしてほしい。 	
13	<p>【裾切値の規定】 裾切値の改正案を支持する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
14	<p>【ラベル表示の対象から除外される範囲】 告示案概要2(1)のただし書きで、「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次のアからウまでのいずれかに該当するものを除く。)」については、裾切値(ラベル表示に係るものに限る。)を100パーセントとし、ラベル表示の対象から除く。」とあるが、使用中に粉体や液体になってしま</p>	<p>労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第121号。以下「改正省令」という。)による改正後の安衛則第30条で「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)」をラベル表示の対象から除外している規定に対応して、製剤その他の物もラベル表示の対象から除外するものです。SDS交付等は、譲渡提供した相手方におい</p>

	<p>うものでも、運搬、貯蔵中に固体であれば除外されるのか。</p>	<p>て取り扱う際の注意事項等も含めて通知するものであり、運搬・貯蔵する場合に限る措置ではないため、除外対象とはしておらず、「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物」に該当する物であって使用中に粉体や液体になる物については、ラベル表示の対象からは除外されますが、SDSの交付等は必要です。なお、当該規定は、現行の安衛則第30条の規定内容から変更はありません。</p>
15	<p>【ラベル表示の対象から除外される範囲】</p> <p>告示案概要2(1)のただし書きから除かれるアからウの中で、ウの「酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの」はGHS区分で皮膚腐食性/刺激性が区分1のものをいうのか。</p>	<p>当該規定は、現行の安衛則第30条の規定内容から変更はしておらず、「酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの」は、GHSに準拠した日本産業規格Z7253の附属書Aの定めにより、皮膚腐食性/刺激性の有害性区分が定められているものをいいます。なお、この解釈は、基発0803第2号通達の記の第3の2(1)ウ(ウ)で示しています。</p>
16	<p>【適用期日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月にラベル表示・SDS交付の義務化候補物質リスト(案)が公表された時点から改正スケジュールが変更されたのだから施行スケジュールも見直すべきであり、本告示及び関係する労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則の施行日は一律で令和8年4月1日とすべき。事業者の負担を考慮した柔軟な措置を講じていただくことを強く要望する。 ・適用期日(令和7年4月1日)について、包装する袋などラベルを記載して数年の在庫で発注する場合があります。告示日から1年半では使いきれない場合がある。また、少量の発注などはコストがかかる事や、製品の販売を急がせて下請けなどに圧力を掛ける事にもなりかねないことから、特例でラベルのある包装袋など生産 	<p>告示の適用期日については、改正政令第2条及び改正省令の施行日にあわせて、令和7年4月1日(ただし、令和8年4月1日からラベル・SDS対象物質に追加される物質については同日)としています。また、改正政令附則第2条の規定により、新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質であって施行の日において現に存するものについては、施行の日から1年間(令和7年4月1日に施行される物質は令和8年3月31日まで、令和8年4月1日に施行される物質については令和9年3月31日まで)、ラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しないこととする経過措置を設けています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、従前からラベル・SDS対象物質となっている物質の裾切値のうち、本告示によってラベル表示に係</p>

<p>してしまった物は適用除外、又は適用期日を延ばして欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の表示・通知物質の裾切値変更を含めてSDSの改訂を行う場合、令和7年4月1日までに対応を完了させるのは極めて困難である。 ・新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質に関しては、施行の日において現に存するものについて、1年間ラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しない経過措置が設けられるが、従来からのラベル・SDS対象物質を含有する製品の一部について、今回の裾切値の見直しに伴ってラベル・SDSの対象となるケースが発生しうる。このようなケースにおいても、施行の日において現に存するものについて、1年間ラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しないよう経過措置を設けていただきたい。 ・改正による物質の追加、裾切値変更は、影響が大きく猶予期間を最低3年間設けてほしい。また、令和7、8年と2段階の改正であると業務負荷、包材対応費用が増大することになり、大きな負担である。化学物質の危険性を伝達する必要性は理解しているが、猶予期間を最低3年および令和7、8年分をまとめ実施できるように施行してほしい。 ・ラベル・SDSの更新には莫大なリソース、コストが生じ、時間もかかり、貼り替えできない製品や古いラベル・包材の処分も伴うことから、ラベル義務事項に影響を及ぼす改正は、十分な猶予期間（例：施行日から＞2年）を設定してほしい。 	<p>る裾切値又はSDS交付等に係る裾切値がより低い値に変更される物質については、本告示の適用期日から1年間（令和8年3月31日まで）は、裾切値を現行の安衛則別表第2の値に据え置くという経過措置を設け、加えて、ラベル表示に係る裾切値がより低い値に変更される物質であって令和8年4月1日において現に存するものについては、ラベル表示に係る裾切値を令和9年3月31日までの間、現行の安衛則別表第2の値に据え置くとする経過措置を設けます。</p>
<p>17 【適用期日】 参考資料1の「*1 令別表第9において、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質として規定されている物。」のうち、改正により裾切値が緩和される物質につ</p>	<p>現行のラベル・SDS対象物質として規定されている物質については、本告示の適用期日までは現行の安衛則別表第2の裾切値の規定が適用されますので、裾切値がより高い値に変更される物質について、適用</p>

	いて、施行予定日に先行してSDSの裾切値を変更することは可能か。	期日に先行して裾切値を変更することはできません。なお、本告示の適用期日以降、含有量が裾切値未満の物質についてラベル表示・SDS交付を行うことは差し支えありません。
--	----------------------------------	---

○ 本告示案とは直接関係の無い御意見

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・国によるGHS分類の位置付け、SDSの更新等に関する意見、質問 ・ラベル・SDS対象物質に該当しない物質のSDS交付の必要性についての質問 ・SDSの記載方法についての質問 ・ラベル・SDS対象物質の名称に関する意見 ・施行前のSDS記載方法に関する質問 ・個別のラベル・SDS対象物質の範囲についての質問、意見 ・ラベル・SDS対象物質追加の施行時期に関する意見 ・成分が営業上の秘密に該当する場合の通知方法に関する意見 ・モデルSDSの作成及び改訂の要望 ・参考資料のCAS番号に関する質問 ・法令の改正頻度及び他法令の改正時期とあわせて欲しい旨の要望 ・裾切値の今後の改正予定に関する質問 ・労働安全衛生法の化学物質対策全般に関する意見 	<p>いただいたご意見は、今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p>